

## 令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	丹波篠山市基幹集落センター しゃくなげ会館
所在地	丹波篠山市本郷159番地
指定管理者	名称 草山郷づくり協議会 代表者 会長 山崎 義博 住所 丹波篠山市本郷159番地
指定管理者管理期間	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日(5年間)
モニタリングの実施方針・方法・回数等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、毎月提出いただく管理運営状況の業務報告書を確認すること、また随時協議等を行うことにより把握しました。
担当部課(問合せ先)	市民生活部 地域振興課 西紀地区振興係 TEL:079-593-1111

### ◆モニタリングの総合コメント

しゃくなげ会館は、地域サークル等の団体の活動や会議の場として、また、地域住民の交流の場として使用されています。週3日は草山郷づくり協議会による窓口を開設し、貸館及び行政窓口の案内を行っており、また自主事業ふれあい喫茶も行われ、地域に密着した有効な会館運営をされています。

また、施設の維持管理、業務の実施、事業の実施については「丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館の管理に関する年度協定書」および「指定管理業務仕様書」に基づき、適切に行われていることから総合的に判断して良好と評価します。

### ◆今後の業務改善に向けた考え方

自主事業ふれあい喫茶や預かり保育、また地域団体の会議等に利用できるよう施設の設置目的に沿った機能を果たしつつ、利用者の拡大や事業内容の充実のため、企画運営に努力されています。今後も、西紀北地区の地域住民と、近年の移住者や子育て世代が交流し、地域の活性化に繋がるよう効率的、経済的、かつ有効的な活用に期待します。

<b>業務内容</b>
<p><b>●管理運営方針（施設の設置目的と市の管理運営方針との整合性）</b></p> <p>当該施設の設置目的は、山村地域における農林業活動の推進および生活環境の整備を図ることと定めています。その目的実現のため地元の草山郷づくり協議会を指定管理者と定めることにより、地域住民等に対する市民サービスの効果および効率の向上、地域の活性化の増進が期待できます。</p> <p>各室やホール等施設を快適に利用できるよう清掃・整頓に努め、また行政窓口相談については、西紀支所西紀分室の開設日や西紀支所の窓口等への案内や支所職員への引継ぎをされ、施設の目的に沿った運営が適切に行われました。</p>
<p><b>●法令・条例等の適切な運用状況</b></p> <p>1 施設の運営に必要な許認可の取得状況及び許可期間(期限)の状況 該当なし</p> <p>2 条例に規定されている事項の運用状況(利用料金等の単価、開館時間等) 条例に基づく時間、料金を施設の料金表で確認。</p> <p>3 条例に定める事項以外の利用方法がある場合には、その許可日、内容 該当なし</p>
<p><b>●市民サービスの向上につながる質の高い管理運営（平等利用、利用促進等）</b></p> <p>貸館業務について、休日や夜間の利用ができるように鍵管理人を配置され、利用しやすい施設運営をされています。施設の備品や設備については整理整頓され、適正に管理されています。</p>
<p><b>●費用対効果の観点等から、効率的な管理運営（収支計画の適格性、効率的な維持管理）</b></p> <p>施設使用料等の収入、施設管理費等の支出について適正に処理されており、経理関係調書、施設の利用に関する許可申請書等を整理して保管されています。また清掃業務と貸館業務を一人の館員で行う体制とされ、人件費削減も行っています。</p>
<p><b>●危機管理体制の確保（災害等緊急時の対応、苦情対応等）</b></p> <p>緊急連絡網を作成され、西紀支所及び管理者との連携体制がとれています。また、苦情については、日報記載や西紀支所への連絡で報告を受けることとしています。(緊急時の対応、苦情対応については協定書及び仕様書に記載)</p>
<b>事業収支</b>
<p><b>●経済性</b></p> <p>事業収支について、概ね計画通りに執行されています。</p>
<b>団体の経営状態</b>
<p><b>●経営の健全性</b></p> <p>指定管理者から提出された財務状況について、特に課題や問題はないと判断しました。また、自主事業においても事業計画に基づき適正な運営に努められています。</p>

# 施設概要調書

## 1. 施設の概要

令和5年度

施設名	丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館	所管課:	地域振興課(西紀支所)
所在地	丹波篠山市本郷159番地	設置年月日:	平成21年4月
設置目的	山村地域における農林業活動の推進および生活環境の整備を図る。		
設置の根拠 (法令、条例等)	丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例(平成11年4月1日条例第146号)		
施設の概要	設備の概要	敷地面積(m <sup>2</sup> )	2,294m <sup>2</sup>
		延床面積(m <sup>2</sup> )	391.88m <sup>2</sup>
		鉄筋コンクリート造 2階建て 1階 農林研修室、青少年研修室、老人室、調理実習室 2階 会議室、和室	
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館施設の一般開放</li> <li>・災害時に避難所として使用</li> </ul>	

## 2. 運営状況

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比
開館日数	242	242	100.0%
開館時間	9:00~22:00	9:00~22:00	
事業開催			

## 3. 利用実績

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比	
延べ 利用者数	個人利用	962	1,200	124.7%
	団体利用	5,626	5,711	101.5%
	計	6,588	6,911	104.9%
自主事業参加者数	1,901	1,641	86.3%	
平均 利用率	平均			

## 4. 事業収支

(単位:円、%)

項目		実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比
利用 料金収入	会館使用料	55,000	52,100	94.7%
	計	55,000	52,100	94.7%
その他料金収入				
自主事業収入		400,000	378,205	94.6%
指定管理料		1,600,000	1,600,000	100.0%
その他収入		0	51,082	-
前期繰越差額		6,583	6,583	100.0%
収入計(A)		2,061,583	2,087,970	101.3%
人件費		700,000	679,409	97.1%
消耗品費		20,000	42,910	214.6%
燃料費		56,000	41,964	74.9%
印刷製本費				
光熱水費		790,000	679,166	86.0%
修繕料		10,000	3,000	30.0%
通信運搬費				
広告料				
手数料				
委託料				
使用料及び賃借料		3,000	3,000	100.0%
自主事業費		400,000	360,623	90.2%
備品購入費		0	20,630	-
公租公課				
保険料				
事務費		82,583	192,214	232.8%
支出計(B)		2,061,583	2,022,916	98.1%
収支(A)-(B)		0	65,054	-

## 4-2. 事業収支(簡略版)

(単位:円、%)

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比
指定管理料	1,600,000	1,600,000	100.0%
利用料金収入	55,000	52,100	94.7%
自主事業収入	400,000	378,205	94.6%
その他収入	6,583	57,665	876.0%
収入計(A)	2,061,583	2,087,970	101.3%
指定事業費	1,661,583	1,662,293	100.0%
うち、人件費	700,000	679,409	97.1%
うち、管理費	961,583	982,884	102.2%
自主事業費	400,000	360,623	90.2%
支出計(B)	2,061,583	2,022,916	98.1%
収支(A)-(B)	0	65,054	-